

第6号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和5年11月16日

島田市長 染谷絹代

市町村名 (市町村コード)	島田市 (22209)	
地域名 (地域内農業集落名)	五和地域 旧五和村(高熊・福用・神尾・横岡上・横岡中・横岡下・竹下東・竹下下・竹下西・牛尾上・牛尾下・島東・島西・番生寺上・番生寺中・番生寺下・番生寺西・志戸呂上・志戸呂下・大代上・大代中・大代下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年4月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

<p>当地域は市の中西部にあり、中山間地の茶畑とほ場整備された平坦な水田がある地域で、新東名島田・金谷IC周辺地域において、都市的土地利用が進んでいる地域である。</p> <p>水田は、主に自家用水稻栽培が中心で、露地野菜の栽培なども一部若手農業者が借地により行われている。</p> <p>茶畑は、牧之原台地の北端に位置するエリアでは、平坦な茶畑が広がり、基盤整備も一部で行われているが、狭小不整形で分散した農地が多い。茶農協組合員や自園自製農家、法人とその契約農家などが栽培を行っており、他地域への出作も多い。</p> <p>茶価の低迷や農業資材等の高騰による経営の悪化などにより、茶業の廃業や協同製茶工場の解散が増えており、後継者不足や農地の荒廃化が進んでいる。複合化や合理化による農業経営の安定及び農業所得の向上、農地の分散錯圃解消による集積・集約化や担い手の確保育成が課題となっている。</p> <p>【地域の基礎的データ】農業者(40a以上)443件、中心経営体55件(うち法人1件) 主な作物:茶、水稻、ミカン、ユウカリ、レタス、葉ネギ等</p>

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

<p>水田は、地域内の認定農業者を中心とした農業を担う者へ、水稻栽培の農作業の受委託や集積・集約化を図るとともに、転作または期間借地による高収益作物等への栽培を推進し、地元農産物販売施設への出荷販売を拡大していく。</p> <p>茶園は、法人や茶農協、自園自製農家を中心に、規模拡大を図りながら、農地の集積・集約化を進めていくとともに、付加価値の高い茶業を実現していく。</p> <p>また、農業所得の向上及び農業経営の効率・安定化を図るため、茶業との複合経営やスマート化、高収益作物栽培への転換等を進め、後継者の確保と農地の保全を図っていく。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	734.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	586.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。</p> <p>保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていくものとする。
(3)基盤整備事業への取組方針※
水田は、老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用及び高度利用を図っていく。 茶園のうち平坦な区域は、牧之原広域協定の多面的活動や担い手への集積・集約化を図るための基盤整備に取り組んでいくとともに、傾斜地については、畝替えや枕地整備など簡易的な基盤整備により、乗用型管理機での作業が可能となるよう、効率化を図っていく。 これらの基盤整備などにより、残すべき農地を明確にし、優良農地として保全していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
認定農業者や新規就農者を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の斡旋や農作物の栽培及び経営指導などの支援を行っていくとともに、地域での話し合いや情報交換会を実施していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
水稻栽培や茶園管理に係る作業について、受託組織の育成を図るとともに、その受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、荒廃農地の発生を未然に防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカモシカなどによる被害を拡大しないよう、電気柵や防護柵を設置するとともに、被害情報を逐次提供し、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。また、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。
- ②有機栽培や発酵茶、和紅茶などの栽培を拡大し、付加価値の高い茶の生産に取り組んでいく。
- ③茶業のスマート化を図り、効率的な経営を目指す。
- ④茶との複合経営や観光農業に取り組み、地元農産物販売施設の活用を図っていく。